港区長　武　井　雅　昭　　様

２０１４年度当初予算に対する重点要望書

２０１３年 ９月３０日

日本共産党港地区委員会
委員長　千　　葉　　一　　成

日本共産党港区議員団
大　　滝　　実
熊　　田　　ち　づ　子
風　　見　　利　　男
沖　　島　　え　み　子

2014年度当初予算に対する重点要望書の提出にあたって

安倍首相は、来年4月からの消費税増税の実施について、10月に4～6月期の経済指標をふまえて判断するとしています。しかし、消費税増税が予定通り実施されれば、税率8%でも約8兆円の増税、税率10%ならば13・5兆円の「史上最大の増税」になり、国民の暮らしと営業を破壊するだけでなく、日本経済を奈落の底に突き落とすことになることは明らかです。社会保障制度の大改悪も行われ、アベノミクスによる物価高と併せて、経済的な弱者を更に窮地に追いつめています。

また、2020年のオリンピック東京開催が決まり、今後、開催に必要な施設等の建設、整備が進められますが、国や都はオリンピックを口実に、不必要な道路整備や再開発に莫大な公費を投入しようとしており、港区もその影響を免れません。

こうした状況の下、区民や商店及び中小業者等のいのち、暮らし、営業、環境等を守るべき、基礎的自治体としての港区の果たすべき役割はとりわけ重要です。

港地区委員会及び港区議員団は、この間の選挙や区民・各団体との懇談会等で寄せられた意見・要望等のうち、特に緊急かつ切実な項目を精査し、2014年度予算の重点要望としてまとめました。

各要望を真摯に受け止め、来年度予算に反映されるように強く要望します。

なお、来年度予算作成前に具体化できる施策については、速やかな実施を求めます。

回答に当たっては、各項目について具体的に回答されるよう、お願いいたします。

【１】区民のための区政運営をすすめるために

１．区民のプライバシー保護、サービス低下をさせないために、区の仕事の民間丸投げをやめること

①　指定管理者に委託している施設については直営に戻すこと。

②　新たな指定管理は行わないこと

③　非常勤職員の抜本的な待遇改善を行い、特に保育園などで常用化している非常勤雇用や派遣労働者の雇用をやめ、正規職員を採用すること。

２．公契約条例を早急に制定すること

３．総合支所制度について

①　区民要望に迅速に対応できるよう職員を増員すること。

②　建築問題や環境問題など専門的・集中的に対応が必要な問題は支援部で扱うこと。

４．常勤監査委員制を採用すること。また、多様化する事務・事業に対応できるよう、事務局体制を強化すること。

５．庁舎、宿舎跡地など国有地、公有地の未利用地は、区民要望に基づいて迅速に取得すること。

６．ちぃばすの終バスは区立施設の閉館時間にあわせて延長すること。

【２】大企業の利益優先、住民追い出しをやめさせ、住民が安心して住みつづけられるまちづくりを

１．住民追い出しアジアヘッドクォーターについて
これ以上の住民追い出し、環境破壊を許さないため、アジアヘッドクォーター構想をやめるよう、国・都に求めること。

２．巨大ビル建設推進を改め、区民要望の強い絶対高さ制限の導入を行うこと。

３．再開発事業の検証を行うこと。

４．森ビルなど大企業主導の住民追い出しになる再開発事業を見直すとともに、補助金支出を止めること。

５．「まちづくり条例」を「住みつづけられるまちづくり」となるよう改定し、これまでの巨大ビル建設推進策を改めること。

６．「紛争予防条例」の条例の趣旨に沿ったものとなるよう、事業主を強力に指導すること。

７．「紛争予防条例」に基づく説明会報告書は、安易に受け取らないこと。

８．土地活用について
　学校跡地や伊豆健康学園などの区有地を安易に処分することなく、低所得者でも住める公的住宅建設、福祉・教育等用地として活用すること。
　区外施設についても同様に扱うこと。

９．港区環境影響調査制度について

①　開発区毎のアセスではなく、実態が正確に反映される総合アセスメント制度

に改めること。

② 事後の環境影響調査の住民説明会を行うこと。

【３】地球環境を守るために

１．港区の 2050 年までの温室効果ガス 50%削減をより効果あるものとするためにも、2020 年までの 25%削減目標を更に引き上げて、毎年の区の取り組みの到達を明らかにすること。

２．産業界は日本の温室効果ガスの総排出量の 8 割を占めており、国に対して経済界との公的協定の締結を行うよう求めること。

３．ゴミを減量するため、製造者責任を求めると共に、「まぜればゴミ、分ければ資源」の立場に立ち、一層の分別の種類を増やすこと。

４．港区は事業系ゴミが 8 割を占めており、減量のための啓発活動、減量システムづくりの支援を強めること。

【４】高齢者の暮らし・福祉を守るために

１．８月１２日高輪での死亡事故を教訓に、高齢者等の見守り制度を抜本的に強化すること。

２．後期高齢者医療制度の廃止を国に強く要求すること。

３．75 歳以上の医療費を無料にするよう国に要求すること。

４．実現するまでは、区独自で 75 歳以上の高齢者の医療費を無料にすること。

５．70 歳から 74 歳の窓口 2 割負担への引き上げを中止するよう国に要求すること。

６．介護給付費への国庫負担を現在の 1/4 から 1/2 に引き上げるよう国に要求すること。実現するまでの措置として、国の負担割合を 25%とし、調整交付金の 5%は別枠とするよう国に要求すること。

７．国が改善するまで、不足している調整交付金は一般財源を投入し、1 号被保険者の保険料の軽減を図ること。

８．介護保険料は世帯単位ではなく、被保険者の収入によるものとすることを国に求めること。

９．希望するサービスが受けられるよう、特別養護老人ホーム、ケアハウス、老人保健施設、高齢者グループホーム、小規模多機能型施設など高齢者施設の整備計画を作ること。

１０．訪問介護での生活援助の時間短縮の撤回を国に求めること。

１１．国が改善をするまで区が生活援助の時間短縮分を補助すること。

１２．要支援Ⅰ、Ⅱの人達を介護保険制度サービスから外さないよう、国に求めること。

１３．サービス付き高齢者住宅は低所得者も入れる家賃とすること。

１４．港区の実態に合わせ、高齢者のグループホームやグループリビングなどの家賃助成を行い、負担軽減を図ること。

１５．家族介護者への休息や休養のための支援策を検討すること。

【５】雇用を含め生活全般に関するなんでも相談窓口を設置すること

【６】誰もが安心して生活できるための生活福祉施策の充実を

１．生活に困ったとき、誰もが憲法 25 条にもとづく権利として生活保護の申請ができるように対応すること。

２．扶養義務の強化を口実にして、生活保護の申請がしづらい状況に追い込むようなことはしないこと。

３．生活保護費の制限をやめるよう国に求めること。

４．困難なケースを抱えた相談者が増えています。ケースワーカーを増員して一人一人の相談者・被保護者の立場に立って対応すること。

５．老齢加算の復活を国に要求すること。

６．夏季加算を国に求めること。実現するまでの間、港区として実施すること。

７．都心での熱中症対策として、クーラー設置に対する支援策を国や都に求めること。

８．生保以外の収入（年金など）のある世帯に対して、生活福祉資金のクーラー設置のための貸し付け制度を周知すること。

９．保護費以外の収入のない世帯やそれに準ずる低所得者に対するクーラー設置費助成を行うこと。

【７】すべての子どもたちが健やかに育つための施策の充実を

１．保育園の待機児童解消のため、区立認可保育園を基本とし増設すること。

２．保育園については区直営とすること。

３．保育園の最低基準を守ること。

４．指定管理や委託先の保育士等職員の労働条件は区職員と同等の水準になるよう、区の責任で保障すること

５．公立保育園に指定管理を導入しないこと。

６．認可・認証保育園、認可外保育園の保育料を所得 400 万円以下の世帯については無料にすること。所得1,000万円以下の世帯の保育料を段階的に減額すること。

７．第 2 子以降の保育料を無料にすること。

８．認証保育所保育料金助成制度の所得区分を細分化すること。

９．保育園、幼稚園、学校の校庭の天然芝生化を進めること。

１０．就学前の医療費無料化を国に要求すること。

【８】障害のある人が身近な地域で働き、生活できるよう障害者福祉を充実させること

１．精神障害者のグループホームは早期に建設すること。

２．港区の実態に合わせ、グループホームの家賃助成を区として上乗せすること。また利用者負担分の家賃助成を引き上げること。

３．精神障害者にも心身障害者福祉手当を支給すること。

【９】安心して学べる学校・施設等の改善のために

１．どの子にもゆきとどいた教育を行うために

① 国と東京都に対して、30 人学級を実施するよう要求すること。

② 港区独自で「少人数学級」を計画的に実施すること。

③ 小１プロブレムの教員配置は、小学３年生以降も加配を継続すること。

２．小学校の「学校選択希望制」については、防災対策の面からも、廃止を含めて検討すること。

３．保護者負担を少しでも軽減し、子育てを支援するために

① すべての生徒に、修学旅行に対する補助を行うこと。

② 小中学校の入学支度金を創設すること。

③ 学校給食を無料にすること。

４．高校の授業料の無料化に所得制限を導入しないよう国に要求すること。

５．国に対して、給付型奨学金制度を創設するよう要求し、区としても給付型奨学金制度を創設すること。

６．区立幼稚園での 3 歳児保育の実施園を拡大すること。

７．小中一貫校の導入はやめること。

８．全国一斉学力テストについては中止するよう国に求めること。港区は参加しないこと。

【１０】区民の生命と健康を守るために

１．シンドラー社製エレベーター事故の教訓を正面から捉え、エレベーター・エスカレーターなどで事故が発生した場合、原因究明、再発防止のため、航空機や鉄道等の事故と同様、専門の調査機関の設置を国に求めること。

２．ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種実施を国に求めること。

３．ＷＨＯの勧告に従って、任意予防接種も定期予防接種にするよう国に求めること。

４．基本健康診査の健診期間を延長すること。

５．区民の健康を守るために、節目節目の年齢でＣＴやＭＲＩ、脳ドックの検査を受ける費用の助成を行うこと。

６．特定不妊治療費助成について

① 都に対し所得制限の撤廃を求めること。

② １回１５万円、年２回、通算５年までといった金額や回数の撤廃を都に求めること。

③ 改善されるまでの間、所得制限によって都の助成制度の対象になっていない方について、都の助成額の上限３０万円について区として支援すること。

【１１】中小企業の営業とくらしを守るために

１．利子補給の拡充、返済期間の延長、返済猶予など、中小企業の融資制度の充実を図ること。

２．「緊急補償制度」で区の緊急支援融資を申請しても、信用保証協会や金融機関で融資が認められない場合、融資が実行できるよう区の相談体制を強化すること。

３．無担保・無保証人の「直貸し」融資制度を創設すること。

４．中小企業への貸し渋り、貸し剥がしをしないよう金融機関に要請すること。特に、「中小企業金融円滑化法」の打ち切りによる影響が危惧されることからも、国に対し、金融機関への行政指導を強めるよう要請すること。

５．固定資産税の小規模非住宅用地の 2 割減免、小規模住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免､固定資産税の負担水準 65%への軽減を来年度以降も継続するよう東京都へ申し入れること。

６．区内中小企業・商店の仕事確保対策を強めること。

① 分離・分割発注をさらに拡大、徹底すること。

② 本庁、総合支所にとどまらず、学校、幼稚園、保育園、福祉会館などすべての部署で、入札や見積り合せなどにこだわらず、地元の業者からの購入をすすめること。メーカーの直接参入はしないこと。

③ 区発注の契約改善について
区が発注する工事契約について、下請労働者を低賃金で働かせることがないよう、実態調査に基づき早急に対策をとること。当面下請労働者の労働条件を確保するための監視システムをつくること。

④ 高齢世帯や共働き世帯のニーズに応え、商店街周辺市場志向調査報告をふまえて、地元商店が共同して宅配サービスが実施できるよう、港区として商店街と共同し実施するよう支援を強化すること。

【１２】雇用の場を確保するために

１．保育、介護など区民サービスを改善・充実させるため、区自ら青年の雇用の場を創出すること。

２．雇用、就職など総合的に推進する、（仮称）「雇用対策検討会」を設置し、恒常的な事業とし、関係機関にもはたらきかけること。

３．就職面接会を今後も開催すること。参加企業を増やすため、広く企業への要請・案内を行うこと。

４．若者を違法、無法な働かせ方で使い捨てる「ブラック企業」を無くすため、国の調査を踏まえ、区内の違反企業には区としても申し入れなどを行うこと。

５．区内企業において、労働法の徹底がされ、違法労働行為をなくしていくために、「サービス残業は違法」「あなたの職場に名ばかり管理職はいませんか？」などのポスターを作成すること。

６．「ポケット労働法」を、引き続き成人式の案内に同封して郵送するとともに、区民の利用者が多い区施設やＪＲ・地下鉄の駅にも置くこと。また、１ヶ所の配布部数も増やすこと。

【１３】平和な港区にするために

１．憲法９９条で「･･･その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」とされていることから当然のことだが、港区長として、日本国憲法を遵守すること。とりわけ憲法第９条の改悪に反対する態度を表明すること。

２．政府に対して、被爆国の政府として核兵器廃絶の国際交渉を国際社会に呼びかけ、開始するためのイニシアチブをとるよう要請すること。

３．「核兵器のない世界」をつくり出すために、２０１３年の「広島平和宣言」、「長崎平和宣言」をホームページなども活用して区民に知らせること。

４．８月５日に開かれた平和市長会議「決議」をホームページなども活用して区民に知らせること。

５．被爆者団体や平和団体と協力し、「平和の灯」を活かし、被爆者追悼式などを行うこと。

６．広島、長崎の平和式典に呼応して、原爆投下時間に防災無線を通じて区民等に黙祷をよびかけ、核廃絶を世論に訴えること。

７．麻布米軍ヘリポート基地の撤去について

① 毎月の飛行状況（出発地、機種、目的、着陸時間と滞在時間など）を報告させること。

② 騒音調査を継続的に実施すること。

③ 区議会と行政だけでなく、近隣住民の代表にも参加してもらい、アメリカ大使館、防衛省、東京都に対し、基地撤去を要請すること。

④ 米軍が約束を破り、不法占拠している青山公園の即時返還を要求すること。

８．非核平和都市を宣言し、非核宣言自治体協議会、平和市長会議にも参加した自治体として、非核平和自治体条例を制定すること。

【１４】財源確保策について

１．都区間の財政調整については、東京都の理不尽な主張に屈することなく、基礎的自治体にふさわしい財源の確保を図ること。

２．財政調整における都心区需要の充実・拡大を図ること。

３．国庫支出金における超過負担を早急に改善するよう国に要求すること。

４．特別養護老人ホームの土地取得の補助金制度を創設するよう要求すること。

５．大企業の道路占用料などを占用することで得る利益にふさわしいものに改正すること。

【１５】東日本大震災を教訓に、区民のいのちと財産を守るために

１．災害発生時に、すべての区民・滞在者（視聴覚障害者も含め）にもれなく情報が伝わるよう、あらゆる対策を実施すること。

２．災害時要援護者への支援対策を強化すること。

① 優先度の高い要援護者にもれがないよう、登録者名簿の精度向上および援護担当者の配置、資器材の配備、訓練など確実に機能する体制をつくること。

② 家具転倒防止器具の取り付け支援をした方だけでなく、すべてのお宅を訪問し、室内に家具の転倒などの危険がないか、寝室は安全か等のチェックを行い、家具転倒防止器具の設置やガラス飛散防止フィルムを貼るなど、具体的な支援を行うこと。

③ 防災グッズの支給を行うこと。（ホイッスルや非常ベル、ソーラー懐中電灯など）

３．津波から命を守るため、近くの避難場所として集合住宅や企業などに協力を要請し「津波避難ビル」の協定を結ぶこと。

４．高層住宅の特性に応じた防災対策の充実のための支援を強めること。
新規マンションについては事業者に設置させることは当然ですが、既存マンションについては要望に応じて次の支援を行うこと。

① 備蓄物資の充実については置き場の確保も含めること。

② エレベーター内閉じ込め対策防災キットを設置すること。

③ 階段避難車の設置と訓練を実施すること。

５．防災対策への助成について

① 耐震診断・設計、耐震改修助成の対象・助成額の拡大を図ること。また、無利子融資を行うこと。

② 引続き、転倒防止器具の普及に努めること。状況に応じて 50 ポイントの拡大を図ること。

６．避難所について

① 区民避難所（地域防災拠点）になる学校については、区民の生命を守ることを責務とする区として機械警備頼みでなく、警備職員を配置すること。

② 備蓄物資の量と質の充実を図ること。

③ プライバシーの保護ができる対策をとること。

④ 簡易ベッドを拡充すること。

⑤ マンホールトイレを増設すること。

⑥ 介護の必要な人が安心できる施設を確保すること。

７．帰宅困難者対策について

① 帰宅困難者については、国、東京都、港区とで連携をとるようにすること。

② 区内大企業については、独自に宿泊施設や食料などの確保を要請すること。

③ 緊急車両の通行を妨げないよう道路の確保対策を東京都、２３区全体で確立する。また、大震災発生時の通行のあり方について住民、事業者に徹底すること。

８．福島第一原子力発電所の重大事故による放射能汚染から子どもと国民の健康を守る対策について

① 放射能汚染については、引き続き学校、幼稚園、保育園、公園などできめ細かく系統的な放射線量の測定、汚染状況の調査を実施し、区民へ的確な情報を提供すること。

② 小・中学校、幼稚園、保育園、児童館などの校庭や園庭、学校菜園の土壌、砂場の砂、植え込みや芝生などの調査を実施し、結果を公表すること。その結果を踏まえて、必要であれば砂・土の入れ替えを行うこと。

③ 実態に合わない土壌などの除染基準を引き下げること。また、区民の所有地についても区民の健康を守るため区が除染を行うこと。

④ 保育園や幼稚園、学校の水道水の調査を引き続き継続的に実施し、公表すること。

⑤ 保育園でのミルクの調整、保育園や幼稚園での飲料水については、ミネラルウォーター（天然水）を使用すること。

⑥ 学校や保育園の給食食材の安全確保に配慮し、なるべく汚染の可能性がない地域で生産されたものを使用すること。

⑦ 牛乳については、メーカー毎に放射性物質の検査の実施と結果の公表を求めること。現行、放射性セシウム５０ベクレル検出限界値の大幅引き下げを要求すること。

⑧　区民などの食材検査ができるゲルマニュウム半導体検査機を購入すること。

⑨　放射能についての区主催の学習会を、土日や夜間など参加しやすいよう工夫して継続的に開くこと。

⑩　子どもの体内被曝について希望者には測定を行う体制を取るなど実態把握にさらに努めること。

⑪　福島原発の事故にともなう対策に要した費用は、すべて東京電力に請求すること。

９．危険な歩道橋を撤去するよう、関係機関に働きかけること。

【１６】東日本大震災の被災地への支援対策について

１．今後も被災自治体からの要請をしっかりと受け止め、万全の支援を行うこと。

２．区内に避難されている住民への情報提供、相談は万全の体制で行うとともに、住居を短期間で変えられることがないよう延長を関係機関に申し入れること。

３．被災地支援に参加する区民のためのボランティア保険の保険料負担を継続すること。

【１７】原発から撤退し、自然エネルギーへの転換をすすめるために

１．福島原発の事故は原発と人間社会は共存できないことを明らかにしました。すべての原発に反対し、「原発ゼロ」の決断をするよう国に申し入れること。

２．汚染水対策は東電まかせにせず、国の責任で対応するよう申し入れること。

３．原発の再稼働、原発の輸出をやめるよう国に申し入れること。

４．福島原発事故の「収束宣言」を撤回するよう国に申し入れること。

５．　港区として「原発ゼロ宣言」を行い、「脱原発をめざす首長会議」に参加すること。

６．　太陽光発電など再生可能エネルギーへの転換を国に求めること。

７．自然エネルギー（再生可能エネルギー）利用の拡大をはかるため、さらなる助成の拡大と啓発を強めること。

８．区有施設への設置を大幅に拡大すること。当面、避難所となる学校等に「防災対応型太陽光発電システム」の導入をすすめること。国に財政支援を求めること。

９．ＰＰＳ（特定規模電気事業者）導入を計画的に拡大すること。